

公益社団法人 日本青年会議所

全国大会主管標準契約書

公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）と社団法人××青年会議所（以下「主管会議所」という）は、本会××年度第××回全国大会（以下「大会」という）の開催に関し、全国大会担当役員（副会頭または専務理事）、主管会議所の地区を担当する常任理事、主管会議所の所在するブロック協議会会長の立会いのもとに、次のとおり主管契約を締結する。

全国大会運営会議は以下、「運営会議」という。

第1条 本会は、大会を××年××月××日から××年××月××日までの××日間、××市及び××市近郊において主催し、主管会議所は、これを主管する。

第2条 主管会議所は、大会を開催するにあたり、以下の青年会議所を副主管青年会議所（以下、「副主管会議所」という。）と定めてその協力を依頼することができる。

副主管会議所名 _____

第3条 主管会議所は、大会を全国大会に関する細則及び本契約に定めるところに従って運営する。

第4条 副主管会議所は、主管会議所と共に大会を運営し、参加者の確保、要員支援を行うものとし、主管会議所は副主管会議所との間に本契約締結後、この趣旨で副主管契約書を速やかに締結するものとする。

第5条 主管会議所は、大会を運営するため大会事務局を設置する。

第6条 本会は、主管会議所から次に掲げる資料を請求された場合、速やかにこれを作成して提出する。

- (1) 大会の収支予算の作成に必要な資料
- (2) 大会の開催の準備、運営に必要な資料

第7条 主管会議所は、運営会議と協議の上、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総会、次年度候補者諸会議、理事会、大会式典、ブロック会長会議、フォーラム、セミナー、アワード、委員会等の諸会議及び記者会見に関する会場の確保並びにこれらの運営に必要な備品の調達
- (2) エクスカーション、大懇親会等大会に付随する行事
- (3) 参加者が期間中宿泊する宿舍の確保
- (4) 配布資料の作成（事前アンケート、登録ガイド、大会スケジュール、ガイドブック等）
- (5) ポスター等PR用品、物品の企画及び作成

- (6) 全国大会運営会議から指示または委託された事項を行う。

第8条 主管会議所は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総合案内所の設置
- (2) 大会参加者のための指定旅行業者による案内所の設置
- (3) 医療班の設置
- (4) 大会期間中、希望者のため傷害保険の斡旋
- (5) 大会場等の各会場での安全の確保
- (6) エクスカーション等における安全の確保
- (7) その他、大会の円滑な運営のためのあらゆる配慮

第9条 本会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 本会総会、理事会、ブロック会長会議、次年度候補者会議、諸会議、委員会等の配布資料の作成
- (2) セミナー、フォーラム及びその講師の選定、交渉及び配布資料の作成
- (3) 中央諸官庁との折衝
- (4) 中央報道機関の報道に関すること

第10条 本会は、大会の広報活動のために次のことを行う。

- (1) 公式行事において、大会の広報活動を行う。
- (2) 本会広報誌に1頁の広告を2回掲載すると共に大会記事を掲載する

第11条 大会は、参加者の登録料並びに本会事業費、各種寄付金、協賛金等の範囲内の費用で運営することを原則とする。

- (1) 登録料は、本会理事会が開催年度2月末日までに決定する。
- (2) 第10条に関する費用は本会が負担する。

第12条 大会に関する収支予算案は、主管会議所と運営会議で作成し、本会が決定する。

第13条 主管会議所と運営会議は、大会終了後、収支決算書案、並びに事業報告書類案を作成し、当該年度中に本会の承認を得る。

第14条 主管会議所と運営会議は、大会主管立候補届出書にある記載内容を実現するよう努める。

第15条 本会は、次の場合、本契約を解除することができる。

- (1) 天変地異、ストライキ、その他により大会開催が不可能又は著しく困難になったとき
- (2) 主管会議所の大会主管立候補届出書の記載事項と事実が著しく異なり大会の開催ができないとみなしたとき
- (3) 本契約の当事者の一方が本契約に違背し、相手方の遵守勧告に従わないとき、その相手方は本契約を解除することができる。

- (4) 主管会議所による大会の開催が不可能となったとき、その方策は本会理事会が決定する。
- (5) 契約解除により発生した違約金等に関しては第15条1項に関しては本会、第15条2項に関しては主管青年会議所、第15条3項に関しては違背者がその責務を負うものとする。

第16条 本契約並びに本会の諸規程に定めない事項で、大会の開催の趣旨に反しないものについては、本会専務理事と運営会議議長と主管会議所理事長と協議する。

以上、本契約成立の事実を証するため本書5通を作成し当事者及び立会人が各1通を保持する。

××年××月××日

主 催 者 公益社団法人 日本青年会議所
会 頭 (印)

主管会議所 社団法人 ××青年会議所
理事長 (印)

立 会 人 公益社団法人 日本青年会議所
副会頭または専務理事 (印)

公益社団法人 日本青年会議所
××地区協議会
会 長 (印)

公益社団法人 日本青年会議所
×地区×ブロック協議会
会 長 (印)

附 則

この細則の変更規定は平成25年1月1日から施行する。

昭和48年10月18日 改正
昭和51年12月 4日 改正
昭和52年 9月17日 改正
昭和62年 4月18日 改正
平成 2年10月 4日 改正
平成 6年 9月18日 改正
平成13年10月27日 改正
平成15年10月25日 改正
平成16年 1月23日 改正
平成16年12月 3日 改正
平成19年12月 8日 改正
平成20年10月 2日 改定
平成22年10月16日 改正
平成24年10月12日 改正